

橋本市病院事業管理告示第1号

橋本市民病院物品購入等の競争入札参加資格停止要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和5年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川



橋本市民病院物品購入等の競争入札参加資格停止要綱の一部を改正する告示

橋本市民病院物品購入等の競争入札参加資格停止要綱(令和3年橋本市病院事業管理告示第2号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線である。

改正後				改正前			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、橋本市民病院(以下「病院」という。)が発注する物品購入等の適正な執行を確保するため、橋本市民病院契約業者入札参加資格要綱(令和3年橋本市病院事業管理告示第1号)に基づく入札に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。)に対する入札参加資格の停止等の措置(以下「指名停止」という。)について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第2条、第3条、第7条、第8条、第10条関係)</p>				<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、橋本市民病院(以下「病院」という。)が発注する物品購入等の適正な執行を確保するため、橋本市民病院契約業者入札参加要綱(令和3年橋本市病院事業管理告示第1号)に基づく入札に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。)に対する入札参加資格の停止等の措置(以下「指名停止」という。)について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第2条、第3条、第7条、第8条、第10条関係)</p>			
措置要件	指名停止期間			措置要件	指名停止期間		
	開始日	最短期間	最長期間		開始日	最短期間	最長期間
略	略	略	略	略	略	略	略
<p>(贈賄)</p> <p>4 有資格業者に属する次のア、イ又はウに掲げる者が本市職員(本市関係公社等の職員を含む。以下同じ。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>5 有資格業者に属する次のア、イ又はウに掲げる者が、<u>本市職員</u>以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公</p>	略	略	略	<p>(贈賄)</p> <p>4 有資格業者に属する次のア、イ又はウに掲げる者が<u>市職員</u>(<u>市関係公社</u>等の職員を含む。以下同じ。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>5 有資格業者に属する次のア、イ又はウに掲げる者が、<u>市職員</u>以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴</p>	略	略	略